

第三次永平寺町農業基本計画

概要版

【基本理念及び計画体系図】

永平寺町 農業基本計画

永平寺町の農業が抱える課題について、国や県が示している農業の方向性や町の総合振興計画、その他の各種計画を踏まえつつ、地域の特性やメリットを考慮・検討して今後5年間において、持続可能な産業としての農業の発展と、農業・農村の持つ多面的機能を維持・発展、農業・農村の振興を果たすための施策とする。

基本理念

地域のみんなで取り組み、 発展させよう魅力ある永平寺町の農業

農業は、私たちの生活に必要な食べ物を与えてくれるだけではなく、美しい自然環境の保全や、生き物の多様性を育む重要なものである。しかしながら農業者人口は減少しており、今後の営農の継続が危ぶまれる。

そのため認定農業者や新規就農者だけではなく、兼業農家や小規模農家、地域住民を巻き込んで「地域のみんなで、魅力のある農業を築き、次世代へつないでいく」ことを基本理念とする。

施策の体系

基本理念を実現するために「農村」「農業」「食料」の3つの視点から、具体的な施策を展開していく

施策の推進方法

基本理念を効果的に実施していくために、農業者をはじめ、農業団体や永平寺町などの関係者が連携・協力しながら、それぞれの役割を果たしていく

農村集落の活性化と継承 (農村)

- ①農村集落同士の連携・活性化
- ②担い手や集落営農の連携・活性化
- ③鳥獣害対策の強化

農業の持続的な発展 (農業)

- ①担い手の確保・育成
- ②農業における新たな技術の活用
- ③特色ある地域の稼げる農業を推進

食育・地産地消 (食料)

- ①食育・地産地消の推進、食料自給率の向上

永平寺町の農業の現状と課題

◆永平寺町の農業を取り巻く環境

永平寺町は福井平野の東端に位置し東西約15.5km、南北約10.5kmに広がる町である。南と西は県都福井市、北は坂井市、東は勝山市に接している。中央には県内最大の一級河川九頭竜川が流れ、地域の食文化や農産物を育んできた。主要な交通手段としては、東西に九頭竜川と並行する国道416号とえちぜん鉄道、南北に国道364号が走っている。西部には北陸自動車道が南北に走り、福井北JCTで中部縦貫自動車道と結節しており、物流の要衝として恵まれた環境である。また、福井大学医学部・附属病院、福井県立大学、専門学校など学術研究機関も立地しているほか、大本山永平寺や吉峰寺、松岡古墳群など優れた歴史文化資源が集積しているなど、地域資源に恵まれた町である。



◆土地利用と自然特性

永平寺町全体の総面積は9,443haで、森林が72%を占めている。田畑を合わせた耕地面積は987haで総面積の10.5%、その内水田面積は約926haで7割が中山間地域に属している。年間を通して雨量が多く、夏季は高温多湿、冬季は降雪・積雪という日本海側特有の気候となっている。また、近年の異常気象によるゲリラ豪雨や台風被害、猛暑などが作物の生育に影響を与えている。

▼総面積と耕地面積（令和5年）

（単位：ha）

区分	総面積	耕地面積	耕地面積率	水田	水田比率	畑
永平寺町	9,443	987	10.5%	926	93.8%	61
福井県	419,051	39,600	9.5%	35,900	90.7%	3,660

（R5年作物統計調査）

◆農業経営の特徴

永平寺町の農業は、1経営体当たり1ha未満の小規模経営体を中心に稲作単一経営が大半を占めている。転作作物として小麦を中心に後作のそば・大豆や、水田園芸作物のタマネギ・ニンニク・スイートコーン・ニンジン推奨しており、スイートコーンにおいては、近年若手農業者による作付け面積が増えてきている。しかし、主作物である米の価格低迷や、肥料価格の高騰などが長期化しており、大半の農家は、農産物の生産や労働が収益に結びつかず、厳しい農業経営状態であり担い手や後継者不足の一因になっている。

▼水稲作付面積と10a当たり収量,小麦作付面積と10a当たり収量

年次	水稲				小麦			
	永平寺町		福井県		永平寺町		福井県	
	作付面積 (ha)	反収 (kg)	作付面積 (ha)	反収 (kg)	作付面積 (ha)	反収 (kg)	作付面積 (ha)	反収 (kg)
令和元年度	687	500	25,100	520	102	169	176	180
令和5年度	630	475	23,300	500	132	244	204	278

※福井県で麦類は六条大麦を多く作付している(R5で5,140ha)が、当町では小麦を推奨している

（作物統計調査）

▼作物作付面積

（単位：ha）

年次	タマネギ	ニンニク	スイートコーン	ニンジン	そば	大豆
令和元年度	11.5	3.6	3.7	0.3	66.8	1.3
令和5年度	7.4	2.6	5.9	0.4	72.5	1.9

（水稲生産実施計画書）

◆農業者の状況

永平寺町の農家数は、担い手への農地集積が進んだことにより減少した。個人農家においては高齢化によるリタイヤや後継者不足で減少傾向が続いている。そのため、今後は担い手等を強化し、農地中間管理事業の活用などにより担い手等への農地集積を加速化する必要がある。また、農業に関心がない土地持ち非農家が増加することが見込まれる。

▼総農家戸数、販売農家戸数等 (単位：戸)

	総農家	販売農家	自給的農家
平成22年	917	613	304
令和2年	492	253	239

(農林業センサス)

※農家
経営耕地面積10a以上又は農産物販売金額15万円以上の世帯
※販売農家
経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家
※自給的農家
経営耕地面積30a以下かつ農産物販売金額が50万円以下の農家

▼5年以内の後継者の確保状況別経営体数 (単位：経営体)

区分	5年以内に農業を引き継ぐ後継者がいる		5年以内に農業を引き継がない	確保していない	後継者のいる割合
	親族	親族以外			
永平寺町	76	12	7	174	35.3%
福井県	2,599	380	506	7,061	33.0%

※5年以内に農業を引き継がない：農業経営を引き継いだ後であり5年以内には農業を引き継がないことをいう (2020農林業センサス)

◆担い手の状況

認定農業者や農事組合法人は一定数で推移しているが、高齢化が進んでおり、後継者が確保されているものは少なく、役員の固定化による作業効率の悪化や、次世代への技術継承が進んでいかない状態が見られる。一方で、近年若手の農業者が出てきている。

▼認定農業者数 (単位：経営体)

区分	個人			法人(集落営農組織含)			計
	松岡	永平寺	上志比	松岡	永平寺	上志比	
令和元年度	12	8	4	5	8	7	44
令和5年度	11	5	3	4	7	8	38
平均年齢(歳)	70.3	61.8	71.5	—	—	—	—

※経営所得安定対策交付金の対象となる集落営農組織も含む

(永平寺町農林課資料)



永平寺町の農業施策の展開方針

1 農業の持続的な発展(農業)

<めざす方向性>

農業者が意欲的に安定した農業経営を行っていくためには、現在の担い手農業者などが、農地の集積・集約化を進めて規模を拡大していく必要があるが、一方で省力化を図るために耕作に適さない農地が耕作放棄地になる可能性が出てくる。その問題を解決するためには、担い手農業者だけではなく、兼業農家や小規模農家など様々な農業者を取り込みながら、新たな農業者を発掘して営農を継続できる体制を整備する必要がある。

様々な農業者が営農を継続していくために、農業所得の向上を図るための施策を展開し、農業を魅力あるものとして、農業者が誇りとやりがいを見出せるようにする。

<具体的な戦略>

1 特色ある地域の稼げる農業を推進

永平寺町ブランドとして、れんげ米や地域振興作物(タマネギ・ニンニク・スイートコーン・ニンジン)の栽培拡大に取り組んできたが、生産者の高齢化等で労働力不足が懸念される。

これからは、町ならではの特色ある農業を実施するためには、生産者とJA、県、町が連携して、地域振興作物をはじめ、れんげ農法や特別栽培米、いちほまれや、地元酒蔵と連携した実需に応じた酒米生産に取り組むことで、高品質なブランド力を手に入れる。その他、耕作放棄地化が懸念される農地に、景観形成植物の作付など有効活用を検討し、地域住民全員が意欲的にやりがいを持って農業を行う環境を支援する。

(基本施策)

①「永平寺町産いちほまれ」全国トップブランド化の支援

福井県のブランド米である「いちほまれ」について、永平寺町をいちほまれの里として品質向上、ブランド化を図る取組を支援する。

②地元酒蔵との協力連携による酒米栽培の推進

地元酒蔵と連携し、酒米の栽培拡大・高品質化・ブランド化に取り組む。また、地元酒蔵と生産者、地域との連携組織である永平寺テロワールを支援する。

③地域振興作物の栽培拡大の支援

永平寺町ブランドの園芸作物の生産拡大・販路拡大に向けた取組を支援する。

④新たな地域振興作物の検討

永平寺町の気候に適した新たな農作物の検討を実施、支援する。

⑤小麦・大豆・そば・加工用米・輸出用米等土地利用型作物における転作の推奨

米の需給動向に対応した転作作物の生産拡大、収量増加等を支援する。

⑥環境にやさしい水田農業の推奨

有機農業、れんげ農法、特別栽培米などを推奨し、付加価値が高く、環境に負荷の少ない農業を推奨する。



れんげ草

2 担い手の確保・育成

永平寺町の農業において、地域の担い手が効率的かつ安定的な農業経営を維持するためには、小規模農家や兼業農家、土地持ち非農家などが集落において、それぞれの役割を分担する農業構造を構築することが理想であり、地域計画の目標地図にかかる集落での話し合いで、将来における農地の活用方法を検討し、計画に基づき地域で中心となる担い手をしっかりと確保・育成することが必要であるとともに、担い手以外の集落住民の役割も議論し、集落全体で地域や地域資源を守っていく意識を醸成する。

(基本施策)

①新規就農者獲得に向けた受け入れ態勢の整備

県やJ A、農業委員会等と密接に連携しながら、受け入れ体制の整備を行う。

②雇用就農ができる農業法人の育成

農産物の品質向上等を支援し、農業法人の所得向上、雇用できる体制を整備する。

③多様な担い手がチャレンジし、営農継続できる体制を整備

世界情勢に応じて、担い手の経営規模拡大や品質向上を支援する。また、担い手だけではなく、兼業農家や小規模農家も支援し、その中から新たな担い手を発掘する。

④担い手同士が話し合い、連携できる体制を整備する

担い手同士の話し合いを活発化し、お互いに連携できる体制を整備する。

3 農業における新たな技術の活用

I C Tやセンシング技術、自動化技術等の先端技術や他産業で確立された技術を取り入れ、高品質化や省力化を進め、生産性の向上に努める。また、新たな技術を活用することにより、農業への興味を持つ多様な人材を増やし、農業者の増加を促す。

(基本施策)

①新たな技術の導入を支援

農作物の高品質化や、生産工程の省力化を図るために、スマート農業機械等の新たな技術の導入を支援し、コスト縮減と農家所得の向上を図る。

2 農村集落の活性化と継承(農村)

<めざす方向性>

持続可能な農村集落と農業の活性化を図るためには、今いる農業者のみならず地域住民や農村以外の人々が幅広く参画・交流する環境づくりを進めていくことが重要となる。

また、農業・農村に対する理解と関心を深め、地域の中で多様な人材が楽しみながら農業生産活動を行い、新たな経済活動の創出や雇用、所得の向上に結びつける取組みも進める必要がある。

<具体的な戦略>

1 農村集落の連携・活性化

農業や農村には、水源の涵養や美しい景観の形成、環境の保全、文化の継承などの多面的な機能を備えている。しかし、生活の多様化や生活水準の向上、集落人口の減少や高齢化、土地持ち非農家世帯の増加などで、農地や水路、農道など地域資源の維持・継続が大きな課題となっている。そのため、集落内の連携や、近隣集落同士の連携の活性化を図り、地域資源を生かした集落ぐるみの活動を通して、農村集落の活性化を図る。

(基本施策)

①農村集落の維持や活性化に向けた話し合いや、新たなチャレンジを支援

地域計画や多面・中山間の支払制度を活用し、集落や地域での話し合いを支援する。また、農村RMO*の立上げ・運営等、農村集落の新しいチャレンジを支援する。

※農村RMO(農村型地域運営組織(Region Management Organization))
農業を核とした経済活動や農地保全活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取り組みを広域的な範囲で行う組織

②永平寺町を訪れた人をもてなす環境整備の支援

地域の話し合いから生まれたおもてなし活動等を支援する。



農村RMO地元研修会

2 担い手や集落営農の連携・活性化

農村集落には、担い手農業者や集落営農組織、個人農業者など多様な農業者が存在し、その農業者により農業生産活動の維持が図られている。それらの多様な農業者が離農する前に連携できる体制を整備し、永平寺町の農業生産活動の維持・活性化を図るための対策を講じていくことで、中山間地での農業経営の継続を図る。

(基本施策)

①担い手、集落営農、個人農業者の連携を図り、営農の発展・継続

地域計画等の地域の話し合いで、担い手農業者や集落営農組織、個人農業者など地区内外の多様な農業者が連携できる体制の検討・支援する。

②農業生産基盤の強化

農産物の安定的な生産を支えるため、農業生産基盤の強化を推進する。

3 鳥獣害対策の強化

永平寺町における有害鳥獣対策として電気柵等を設置しているが、鳥獣に関する知識不足や集落間の連携が不十分なことから、山からの進入が防げていない。また、最近はイノシシ・鹿・サルなど様々な獣種にあった対策が必要となっている。これらの要因としては、中山間地域での農業生産活動の低下が一因となっており、被害が深刻化、広域化していくことで農業生産活動のさらなる低下が懸念される。

農作物の被害拡大を未然に防止し、地域住民の生活の安全を確保するために、集落ぐるみの活動体制を整備し、永平寺町鳥獣害対策協議会と行政が連携した適切な対策を講じていくことで、住民一人一人が鳥獣害対策の意識向上を図る。

(基本施策)

①地域における鳥獣害対策の体制強化や支援

広報紙や研修会を通して、住民に広く鳥獣被害の現状や対策状況などに理解を促す啓発活動を進める。また、集落ぐるみで実施する被害防止を図る体制づくりを支援する。

②個体数調整のための捕獲体制の強化

捕獲従事者への支援として、狩猟免許取得の支援や、猟友会活動への支援を実施する。また、一方で捕獲した個体を有効活用するためのジビエの取組を支援する。



地域と連携したサル対策

3 食育・地産地消の推進

<めざす方向性>

食は、私たちが生活する上での基本であり、身近でとれた新鮮で安心安全な食べ物を取り入れることが、健康でいきいきとした魅力ある生活につながる。

しかし、高度化された私たちの生活では、ライフスタイルの多様化が食習慣の乱れを誘発するなど、食に対する興味や知識が低下している。食が人の生命や生活を支えるものであるという認識が希薄になっており、まだ食べられる物を捨ててしまう食品ロスが増加している。

現在の日本では、人口減少や食生活の変化に伴い食料の消費量は縮小傾向にあるが、世界的には人口の増大や各国の経済成長に伴って食市場は拡大しており、健康志向の高まりから国内外において「和食」への関心も高まりつつある。

<具体的な戦略>

1 食育・地産地消の推進、食料自給率の向上

永平寺町には、良質な水で育まれる米や野菜などの農産物や、受け継がれてきた食文化がある。住民が地域で採れる新鮮な農産物を取り入れやすい環境づくりをすすめ、住民の食卓と生産現場である農業・農村との距離を近くする取り組みを進め、食育の推進と、食の生産現場である農業・農村への理解を町内外に発信することで、永平寺町産の農産物に触れる機会や、生産者と消費者の交流を増やし、食と農の意識醸成を高める。

(基本施策)

①永平寺町産農産物を活用した新たな6次化商品の開発

「葉っぱ寿司」や報恩講料理など、町が誇る食文化・郷土料理について学ぶ機会を引き続き創出するとともに、新たな6次化商品の開発を支援する。



葉っぱ寿司

②永平寺町産農産物のPR

米や地域振興作物をはじめとした様々な魅力ある永平寺町産農産物を、生産者と農業、行政が連携してPRし、生産者の意識向上を図ると同時に、消費者に対しても、顔の見える販売を実施していく。



永平寺町産いちほまれのPR

③地域でとれた農産物の地域内での消費拡大を支援

地場産農産物の直売所である「れんげの里」や「道の駅禅の里」の活用・充実の促進を支援する。

また、生産者と消費者である住民が交流する機会を創出する。



直売所

④学校給食での地場産野菜の利用を拡大

学校給食への地場産農産物の積極的な活用や、農作物を栽培管理する農業体験等を通して、次

代を担う子どもたちが永平寺町を取り巻く自然環境や食及び農業・農村への理解・関心を深め、永平寺町の魅力を認識するための活動を推進する。



農業体験

目標数値

基本施策の項目				<現状年>		<目標>		
				令和6年度 (2024年度)		令和11年度 (2029年度)		
1	農業の持続的な発展	1	特色ある地域の稼げる農業を推進	いちほまれの作付面積	69.9ha	⇒	100.0ha	
				酒米作付け面積	69.7ha	⇒	100.0ha	
				園芸作物の生産目標	タマネギ	7.8ha	⇒	10.0ha
					ニンジン	0.5ha	⇒	1.0ha
					ニンニク	1.9ha	⇒	5.0ha
					スイートコーン	7.1ha	⇒	10.0ha
					新たな園芸作物	—	⇒	1.0ha
				土地利用型作物の生産目標	小麦	130.5ha	⇒	130.0ha
					そば	68.2ha	⇒	100.0ha
					大豆	1.9ha	⇒	30.0ha
		水稻(加工用米等)	32.1ha		⇒	50.0ha		
		特別栽培米作付け面積	れんげ米	8.5ha	⇒	10.0ha		
			特別栽培米	36.7ha	⇒	40.0ha		
		2	担い手の確保・育成	小規模農家の支援件数	2件/1年	⇒	10件/5年 (累計)	
				認定農業者数 (新規就農者・集落営農組織含む)	38名	⇒	40名	
3	農業における新たな技術の活用	新たな技術の導入件数	5件/1年	⇒	30件/5年 (累計)			
2	農業集落の活性化と継承	1	農村集落の連携・活性化	集落での座談会(話し合い)を開催した回数	11件/1件 (R4年度)	⇒	100件/5年 (累計)	
		2	担い手や集落営農の連携・活性化	農用地利用集積率	62.5%	⇒	80%	
		3	鳥獣害対策の強化	有害鳥獣による農作物被害	0.58ha	⇒	0.5ha	
3	食育・地産地消の推進	1	食育地産地消の推進、食料自給率の向上	学校給食での地場産農産物の使用率	36.8%	⇒	60%	

第二次永平寺町農業基本計画(令和7年度～11年度)

策定 平成31年3月
 更新 令和7年3月
 編集 永平寺町役場 農林課
 〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地
 TEL 0776-61-3947 FAX 0776-61-2474
 Mail norin@town.eiheiji.fukui.jp

第二次永平寺町
農業基本計画

